

第12回 高砂市上下水道事業審議会

補足資料

令和4年1月24日



目次

1. 前回の審議内容の確認について
2. 総括原価方式について
3. 資産維持費について
4. 基本料金での固定費の回収割合について

1. 前回の審議内容の確認について

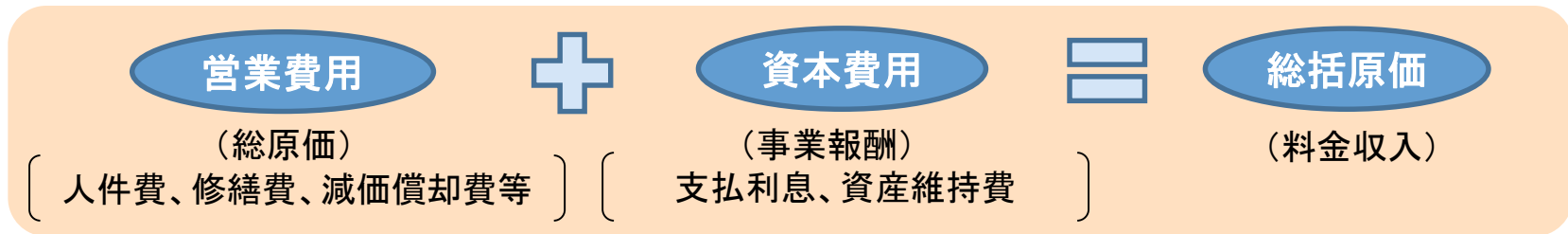
審議項目	審議内容
料金算定期間	水道法施行規則第12条に基づき、令和5年度から令和9年度までの 5年間 とし、5年に1度のペースで料金の見直しを行う必要がある。
用途別料金体系	負担の公平性や基本料金での固定費の回収を高めるために、家事用、営業用については、用途別料金体系から 口径別料金体系 に見直すべきである。 ただし、公衆浴場用、船舶用、臨時用については、引き続き用途別料金体系とする。
地域別料金体系	高砂市と加古川市米田町は同一水源から算出される水道料金のため、法律遵守で定めていくべきである。 ただし、現在同一給水区域でありながら高砂市と加古川市米田町では水道料金が異なっている経緯について、高砂市で検証していく必要がある。

2. 総括原価方式について

2-1. 水道料金の算定方式

■ 総括原価方式(損益収支方式)

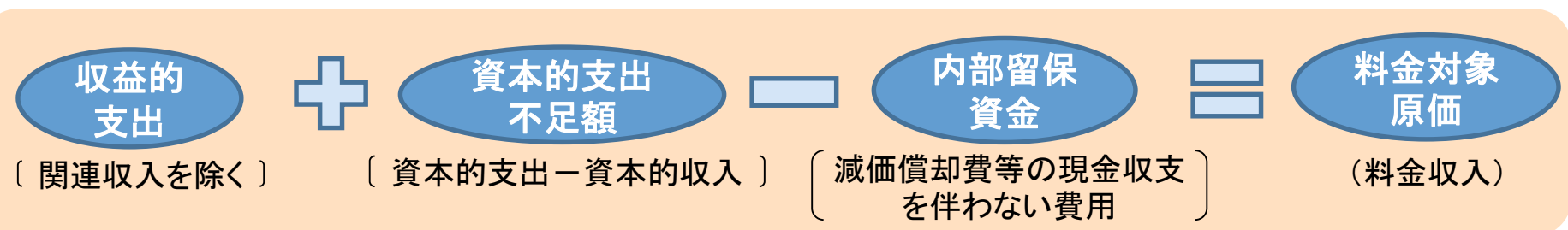
水道料金算定要領に示された方法で、料金算定期間における総括原価を算定し、その額を総料金収入として定める方式



出典: 公営社団法人日本水道協会(水道料金改定業務の手引きを一部加筆)

■ 資金収支(積み上げ)方式

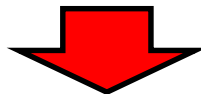
現金主義に基づき、現金収支を積み上げ、その収支を原則として料金算定期間においてバランスさせる観点で料金を定める方式



出典: 公営社団法人日本水道協会(水道料金改定業務の手引きを一部加筆)

2-2. 水道料金の算定方式によるメリット・デメリット

	総括原価方式（損益収支方式）	資金収支方式
概要	水道料金算定要領による方法で、料金算定期間における料金対象原価を算定し、その額を総料金収入として設定減価償却費などの現金支出を伴わない費用を原価に含めて料金を設定	現金主義に基づき現金収支を積み上げ、その収支を原則として料金算定期間においてバランスさせる観点で料金を設定
メリット	将来の更新需要に備えた資金確保の観点から『資産維持費』が規定され、標準の資産維持率は3%と示されるなど、料金算定において『資産維持費』を加味している。	資金面で支障が生じない範囲で料金を設定するため、住民・議会等の関係者にも分かりやすく、理解も得られやすい。
デメリット	資産維持費を適正に確保できる料金水準の設定（値上げ）が困難な場合もある。	建設投資が平準化していれば適正な料金水準が算定できるが、投資額の変動が大きい場合や必要な更新事業を先送りしている場合、適正な料金算定とならない。
備考	料金算定期間で実施予定の米田水源地再構築事業の投資額の変動が大きいため、総括原価方式に適している。	

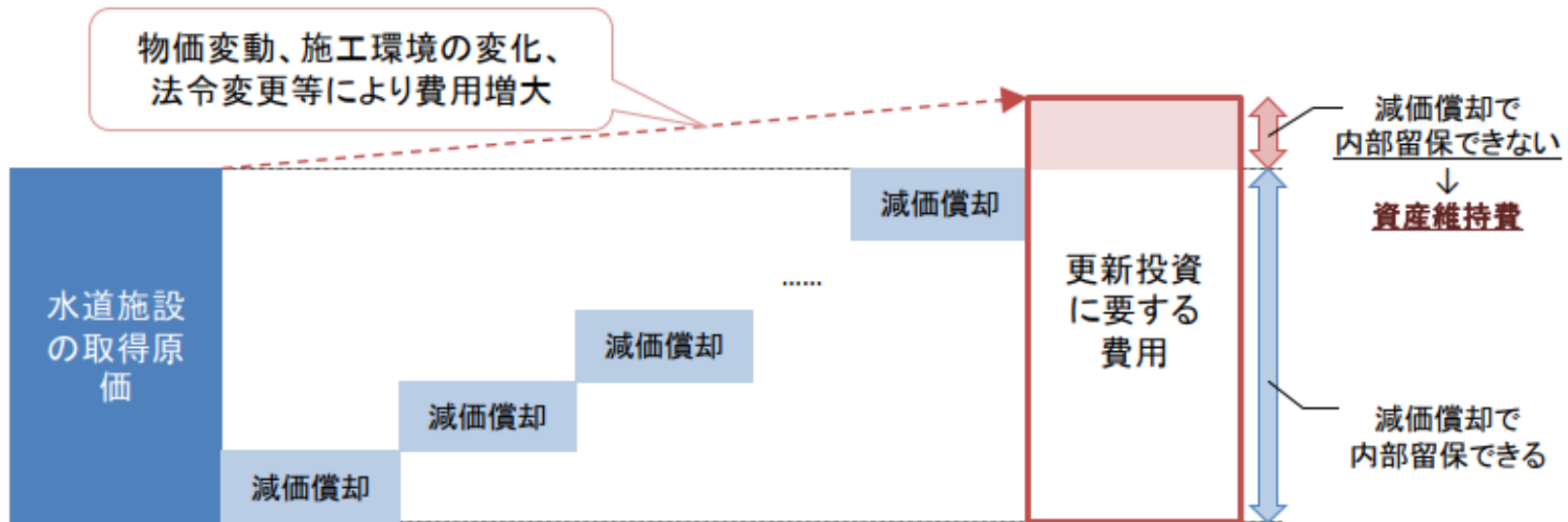


総括原価方式(損益収支方式)を採用

3. 資産維持費について

資産維持費とは

資産維持費とは、給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のために、事業内に再投資されるべき額をいう(将来の投資を想定した概念)。



出典：厚生労働省 令和2年度全国水道関係担当者会議資料

∴減価償却＝おカネの出ない費用
 →料金収入が入ってきても実際の出費はない
 →継続して費用計上することにより資金が貯まる

計算方法

資産維持費は水道料金算定期間における期首・期末の償却資産額の平均値に資産維持率を乗じて算出する。

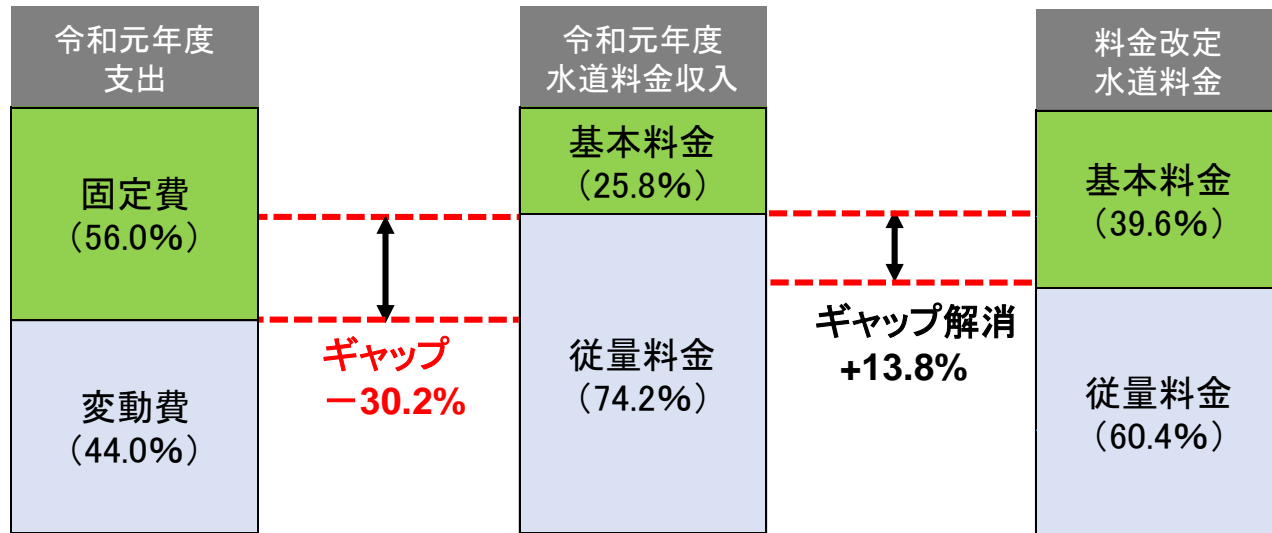
資産維持費＝対象資産×資産維持率×料金算定期間年数
 (※平成20年度算定要領改定時に3%を標準と設定)

4. 基本料金での固定費の回収割合について

4-1. 基本料金での固定費の回収割合

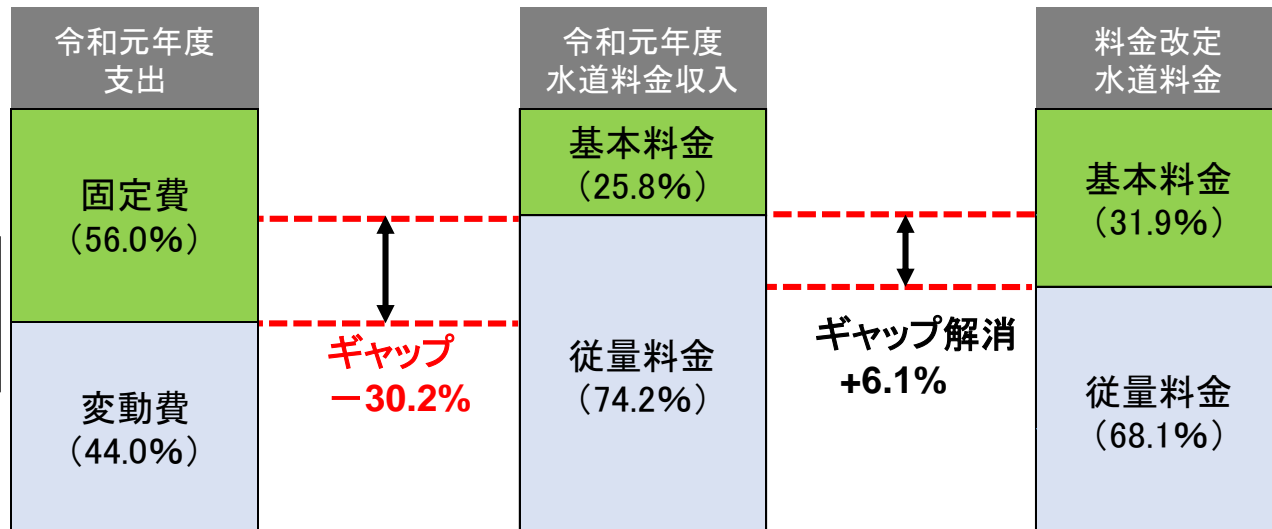
■ パターン①・②

費用部門で分ける方法(40%)



■ パターン③・④

負荷率と費用の部門で分ける方法の
平均値(30%)



4-2. 基本料金の比較

■ 基本料金 口径13mm 1ヵ月 (税込)

- ・現行:583円 (逓増度4.2)
- ・パターン①:880円 (現行との差額:297円 逓増度2.9)
- ・パターン②:880円 (現行との差額:297円 逓増度2.7)
- ・パターン③:759円 (現行との差額:176円 逓増度3.7)
- ・パターン④:759円 (現行との差額:176円 逓増度3.4)

■ 基本料金 口径20mm 1ヵ月 (税込)

- ・現行:583円 (逓増度4.2)
- ・パターン①:990円 (現行との差額:407円 逓増度2.9)
- ・パターン②:990円 (現行との差額:407円 逓増度2.7)
- ・パターン③:792円 (現行との差額:209円 逓増度3.7)
- ・パターン④:792円 (現行との差額:209円 逓増度3.4)